

令和7年度 京都市立下鴨中学校 「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

- ① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会

[実施予定] 月1回

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導部長 各学年主任 教務主任

（生徒会主任 補導主任 養護教諭 スクールカウンセラー）

※（ ）内は必要に応じて参加する。

[役割]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策、早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に指導・支援を行う。
- ・いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断せず、情報と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

[組織全体の役割]

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施計画の策定、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発（主に校長・教頭・生徒指導部長）
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取（主に校長・教頭）
- ・個人面談や相談の進捗状況の把握、及びその集計（主に教育相談主任）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応

[組織全体の行動計画]

- ・生徒会活動・補導報告・スクールカウンセラー報告・保健室からの報告・各学年報告を中心に報告会を行い、学校基本方針に基づいて全員で検証する。
- ・年度当初の全校集会にて、生徒に方針や役割などを説明し、構成員の周知を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

○学習環境の整備

- ・毎時間、授業がない教師がすべての学年フロアを巡回し、授業内の様子の確認と未然防止に努める。また、状況に応じて授業に入り込み課題を抱える生徒のフォローを行う。

○授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。今年度は、学ぶ意欲を大切にした教育活動を推進し、学習内容や学習形態（協同学習）を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的な学習規律（授業規律 10 ヶ条、話し方の基本、聞き方の基本）の確立に努める。

○道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業カリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止等の基礎となり道徳的資質を培うための道徳の授業を、人権学習と合わせて実施していく。
- ・1年間に数回（回数は未定）、学年ごとにテーマを決めて全校集会の形で私の主張（自分の考えを論理的に伝える）を行う。そのことによって生徒個人が集団の中での自己存在感を高めることにつなげる。また、その際、話しを聞くマナーや服装点検も実施する。
- ・人権意識を高める取組実施として、自己有用感を高めるために不定期ではあるが、教員集団が全校生徒のいいところを探し、あらゆるスキルを考えた集会等を実施する。年間を通して各学年に焦点があたるよう留意する。

○生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間・特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

○生徒同士の絆づくり

- ・生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。各委員会内で活動では、縦割りの活動を取り入れる。また、いじめのない安心して通える下鴨中を創るために「ぽかぽかコーナー」「いいところ探し」の取組の充実を図る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

○担任（副担任）とクラスの生徒全員との毎日一言交換

- ・共感的人間関係を基盤とできるように、毎日、全員の生徒と一言交換ができ、コミュニケーションがとれるように配慮する。

○日常の生徒観察や臨時の教育相談

- ・学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。

○教育相談の実施

- ・年二回教育相談アンケートをもとにして個別に二者懇談を行う。

○いじめに関する記名式アンケート・クラスマネジメントシートを複数回実施。

- ・生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり、早期の支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

○基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、組織的かつ実効的にいじめ解決に向けた取組を行う。
- ・丁寧な事実確認・聴き取りを徹底し、いじめに関する情報を教職員個人が抱え込まず、いじめ対策委員会等の組織で情報の集約と共有を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、周囲の児童生徒への指導、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

○いじめ対応の基本的な流れ

①正確な実態の把握

- ・関係生徒から、同時に、個別に聞き取る。（複数の教師が組織的に対応）
- ・周囲の生徒からも十分に聞き取りをし、全体像を把握する。

②指導体制と指導方針の協議・決定

- ・管理職や生徒指導部長等への報告を迅速に行い、情報を共有する。
- ・生徒指導主任が中心となって教職員間の連絡を行い、情報交換を行う。状況によっては、学校外の関係機関への連絡を行い適切に対応する。
- ・指導の方向性については、管理職・生徒指導部・学年主任等で相談して考える。複数の教員で相談することで、多様な視点から状況を把握して適切な指導を行う。

③生徒および保護者への指導・支援

- ・当該生徒双方の心配や不安を取り除く指導と支援を行う。
- ・当該生徒双方の保護者の気持ちを十分に考慮して、じっくりと話し合う。
- ・特に「いじめを行った」生徒や周りの生徒たちに、相手の心の痛みを十分に理解させ、反省と謝罪の気持ちをもたせる指導を行う。
- ・いじめを行った生徒の保護者に十分な説明をし、生徒への指導の協力を求める。

④継続的な事後対応

- ・「いじめ」問題を単なる生徒指導として捉え、対処療法的な問題解決で終わらせらず全ての生徒への継続的な指導や支援を、組織的に行う。
- ・スクールカウンセラーなどを活用し、関係児童生徒の心のケアに当たる。いじめの起こらない学校・学級経営を実現する。

○いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・後記くいじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応>を参照

○インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネット等を通じて行われるいじめには、外部から見えにくく、匿名性が高いことから、児童生徒が行動に移しやすかったり、いじめに係る画像や動画等が拡散すると、消去するのが困難であったりすることなどに特有の問題がある。このため、情報モラルの育成や携帯電話の校内持ち込みの禁止等、学校と保護者が連携して取り組んでいく。
- ・非行防止教室など、京都市教育委員会や京都府警察本部との連携の下、現職の警察官や警察官OBによる指導啓発を実施する。
- ・生徒の個人情報や他人への中傷や誹謗等の書き込みについて、実態把握と指導を行う。
- ・PTAや地域生徒指導連絡協議会（地生連）の活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行う。

○「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめの定義 *京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消して

いる」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・生徒指導における自己指導力の育成をねらいとして、「自己存在感を与える」「自己決定の場を与える」「共感的人間関係を基盤とする」「安全・安心な風土の醸成」を意識することが、いじめ防止につながることを職員会議や研修などで研鑽していく。また、いじめ事案対処に関する行内研修等も適宜実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・ホームページ、学校だより、学年だより等を通じて、情報発信を行うとともに、学校運営員会、学校評議会、PTA 本部役員会、休日参観日の保護者会等、機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・PTA、地域生徒指導連合会（地生連）等での啓発、協働を進めるとともに、京都府警察等、関係機関との連携を強化する。

5 重大事態への対処

○基本的な考え方

- ・いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30 日を超える期間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応す

る。

○重大事態が発生したときの対応

- ・重大事態への対応については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取り組み	早期発見積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会 ① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・新入生歓迎会 ・学級目標決め ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」	・学活や休み時間の生徒の動向を観察し、学年会で共有 ・家庭訪問で担任より保護者への聞き取り	・年度当初懇談 ・下鴨署との連携
5	◇いじめ対策委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆校内研修会 ② 「気になる生徒情報の共有・確認」	・体育大会に向けての取り組み ・修学旅行	・各学年の行事に絡めた学活や総合の時間にクラス内の人間関係やパワーバランスを観察	・PTA 総会
6	◇いじめ対策委員会 「気になる生徒情報の共有」 ◆臨時いじめ対策委員会 「いじめアンケート調査・クラスマネジメントシート情報の共有と組織的対応」	・生徒総会	・第Ⅰ回記名式いじめアンケート、クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 ① 教育相談の実施 ①	進路説明会 ①
7	◇いじめ対策委員会 「教育相談の結果の共有と対策」 「夏季休業中の生活について」 ◆校内研修会 ③ 「生徒指導の機能とは」	・非行防止教室 ・終業式 ・学年集会 ・生徒会リーダー研修会	・三者懇談での保護者や生徒本人からの聞き取り	・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し PDCA①」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて 校内研修会④ 「1 学期のいじめ事案の経過の共有」 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 ◆小中合同研修会	・合唱コンクールに向けての取り組み ・学習発表会に向けての取り組み	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	

9	◇いじめ対策委員会 「学校評価の実施に向けて」 「学校行事の取組について」	・学習発表会 ・合唱コンクール		
10	◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について PDCA①」 「記名式アンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆臨時いじめ対策委員会 「いじめアンケート調査・クラスマネジメントシート情報の共有と組織的対応」	・体育大会	・第2回記名式いじめアンケート、クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②	・進路説明会②
11	◇いじめ対策委員会 「教育相談の結果の共有」 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 ◆職員会議・校内研修会⑤ 「学校評価に基づく改善策について」	【2年】チャレンジ体験	・教育相談の実施②	
12	◇いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し PDCA②」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 「冬季休業中の生活について」	・小6学校紹介、部活動体験 ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会	・三者懇談での保護者や生徒本人からの聞き取り	・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会 「2学期のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」		・各種委員会の取り組みで次年度へ向けての働きかけ	・下鴨署との連携 ・新入生保護者説明会
2	◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について PDCA②」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・性教育学活(1、2年)		

3	◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について PDCA③」 「いじめ防止プログラムの見直し PDCA③」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3 年生を送る会 ・性教育（3 年） ・卒業式 ・各学級で 1 年間の振り返り ・学年集会	・記名式アンケートの 保管 ・クラスマネジメントシ ートデータ保管	・下鴨署との連携
	【3 年】卒業前行事			

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCA サイクル 8 月・12 月・3 月）
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「参観週間」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が 3 か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、隨時行い情報等を共有する。

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

□学校いじめ防止プログラムの策定

□教職員、児童生徒、保護者、地域への周知

□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携

方法の確認・周知

□臨時の委員会開催時の手順確認・周知

□児童生徒、保護者、地域への周知

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではな

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。